(3) 景観資源の周辺で配慮すべき景観形成基準（立地基準1～5）

区内には、公園周辺や歴史資源周辺、区の顔ともいえる地域などの景観資源があります。景観資源の周辺で建築行為等を行う場合、良好な景観形成へと誘導するため、基本基準に加えて、立地特性に応じた基準を定めます。

具体的には、以下の場所において、立地特性に応じた基準を定めます。

○立地特性に応じた基準を定める場所

- 歴史資源周辺
- 公園周辺（「目黒の森」を構成している公園周辺）
- 緑道沿道
- 幹線道路等沿道（景観軸特定区域として定める山手通り及び目黒通りを除く）
- 広域生活拠点周辺（中目黒駅周辺、自由が丘駅周辺、目黒駅周辺、大橋一丁目地区周辺）

■図Ⅳ-10　区全体を対象とした基準

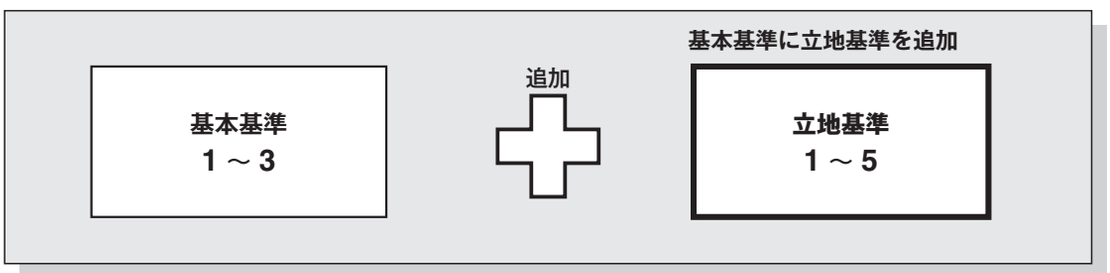

みどりに囲まれた西洋建築（旧前田公爵邸洋館）

歴史ある寺（正覚寺）

■図Ⅳ-11　立地基準に関する景観資源

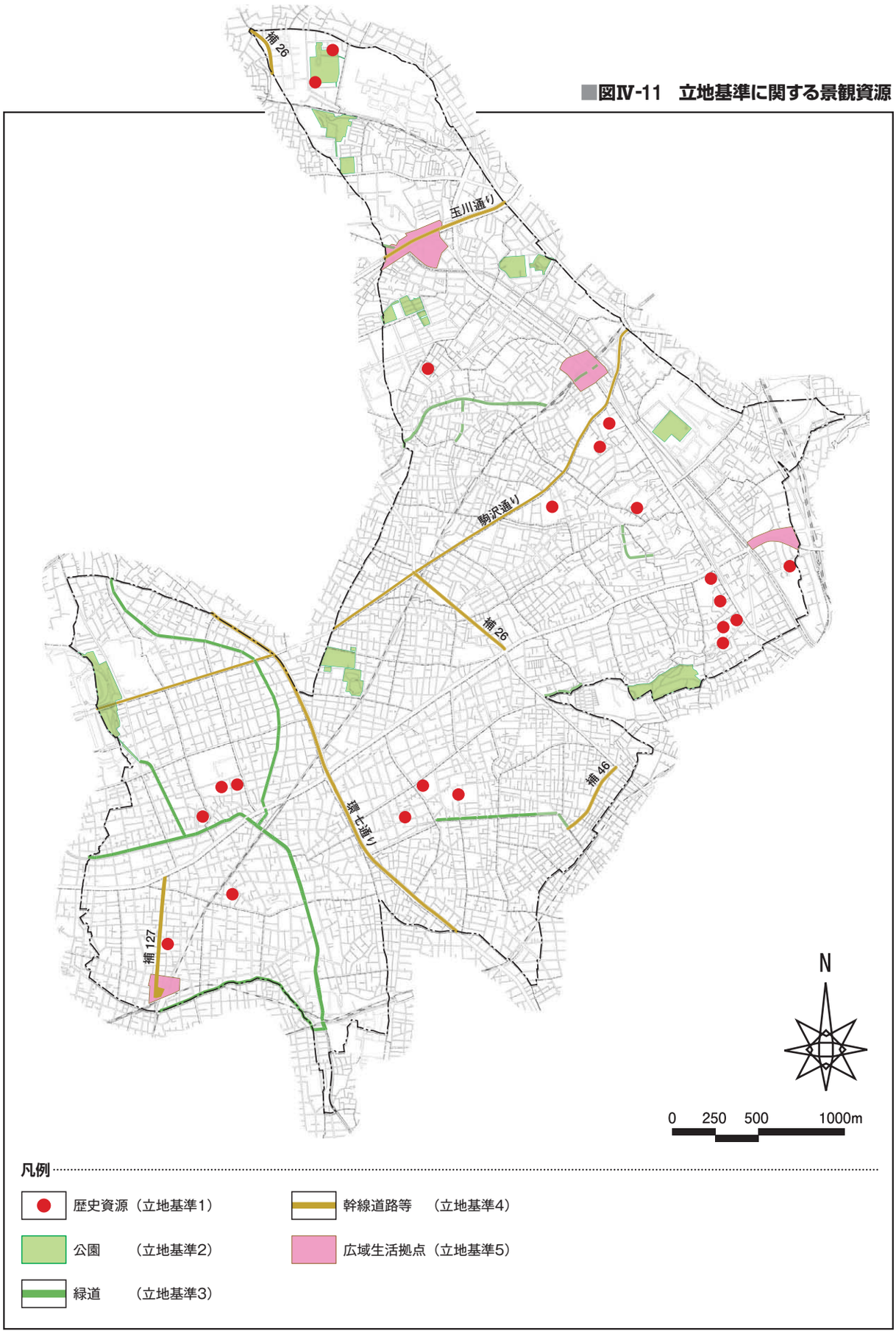

ア．立地基準１［歴史資源周辺］

景観形成のために望まれる配慮は画一的なものではなく、地域の特性や建築物の用途等によっても異なります。そのため、景観形成基準は、事業者に対象地域における配慮すべき基本的な事項を示し、良好な景観形成に向けて柔軟な創意工夫を求めるためのものとします。

立地基準１は、主に方針１の「豊かな自然環境と歴史とふれあえる街づくり」の「みどりと歴史を活かした空間づくり」などが目指している、歴史資源や歴史資源と一体となったみどりを守り活用し、歴史を感じさせる景観をつくることを目的としています。

区内には、都の指定有形文化財（建造物）に選定されている駒場公園や目黒不動尊などの、歴史資源が存在し、周囲のみどりと一体となって良好な景観を形成しています。都心にあって、かつての面影を残す資源は、区の景観を構成する重要な要素となっており、歴史資源の保全とともに、資源の周辺環境も適切に保つ必要があります。中でも、めぐろ風景55に選定されている歴史的建造物は、区の景観形成上重要な資源として考えられます。

そこでこれらの歴史的建造物を取り上げ、資源そのものを保全するとともに、周辺からの視界が遮られることのないよう周囲の建築物・工作物の配置、規模を誘導し、デザインについても、歴史性のある資源と調和したしつらえとなるよう、また周囲にみどりを確保することなど、落ち着きのある景観を保つための基準とします。

なお、景観形成基準は法第８条第２項第２号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のうち、法第８条第４項第２号の規制又は措置の基準とします。

■表Ⅳ-14　基準の目指すもの・適用対象

歴史資源や歴史資源と一体となったみどりを守り活用し、歴史を感じさせる景観をつくる	
基準が適用される対象	・歴史資源（めぐろ風景55に選定されている歴史的建造物）から半径50m以内の区域で、歴史的建造物に面する敷地内にある建築物 ・歴史資源と一体となっている参道に面する敷地内にある建築物

■表Ⅳ-15　届出対象行為と届出規模

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（ただし一戸建住宅を除く）	建築行為が行われる敷地に適用される基本基準の届出対象規模に準ずる（P.64～72）

■表Ⅳ-16　景観形成基準

対象		景観形成基準	配慮・工夫の一例
建築物に対する基準	形態、色彩、その他の意匠	建築物の形態、意匠は周辺からの歴史資源の見え方に配慮し、単調な壁面を避けるなどの工夫をする。	・敷地内に歴史資源がある場合は、その他の建築物の建築等にあたっては歴史資源に配慮し、配置の工夫をする。 ・歴史資源に対する視線を遮らないように配慮したり、壁のように長い形状の建物を避ける等工夫する。
		歴史資源と隣接する建築物等の外壁等は、原色や反射する素材を避けることなどにより歴史資源と調和した街並み景観の形成を図る。	・歴史資源に隣接する建築物等の外壁等は、原色や金属パネルなど反射する素材を避けるなど歴史資源の景観と調和を図る。
	建築物の周囲の空地・外構	歴史資源に直接接する空地や外構は、積極的に植栽するなど、歴史資源の見え方や一体性に配慮する。	・敷地内に歴史資源がある場合は、その他の建築物の建築等にあたっては歴史資源の景観を損ねず、向上するように、外構の工夫をする。 ・敷地内に歴史資源がある場合で、歴史性のある意匠の塀、垣、柵の改築や、連なる部分を新たに築造する場合は、歴史資源の意匠の継承を図るなどの工夫をする。 ・みどりと一体となった歴史資源に隣接する敷地は、みどりの広がりを生み出す工夫をする。 ・歴史資源に隣接した建築物は、歴史資源に配慮し、植栽を設けるなどの工夫をする。

■図Ⅳ-12　配慮・工夫のイメージ

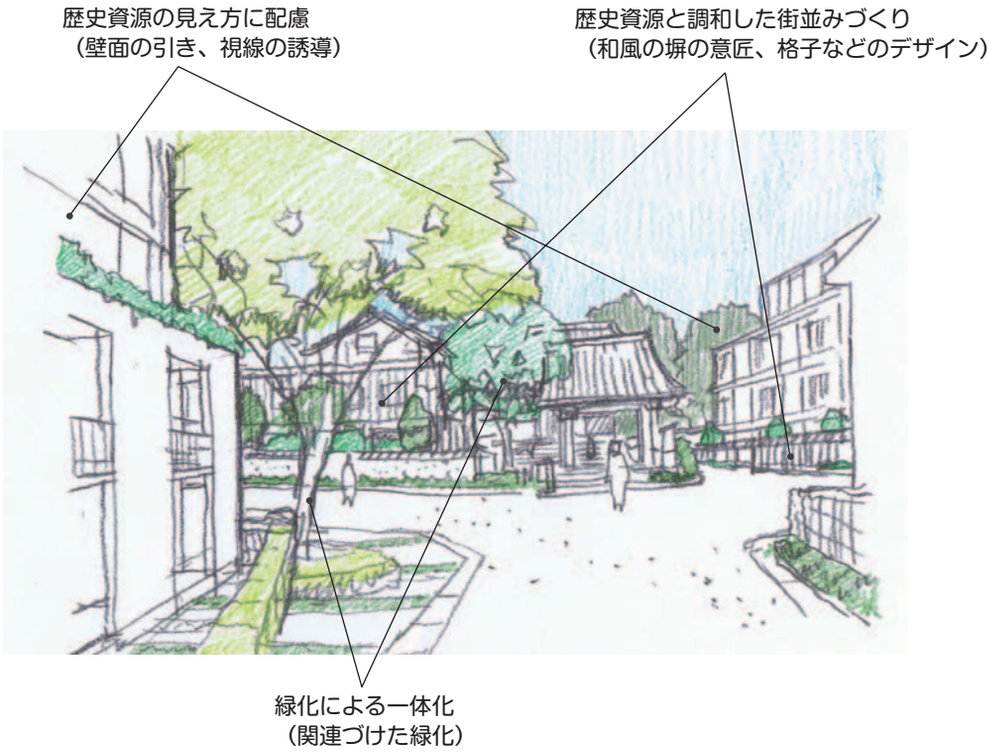

■図Ⅳ-13　歴史資源位置図

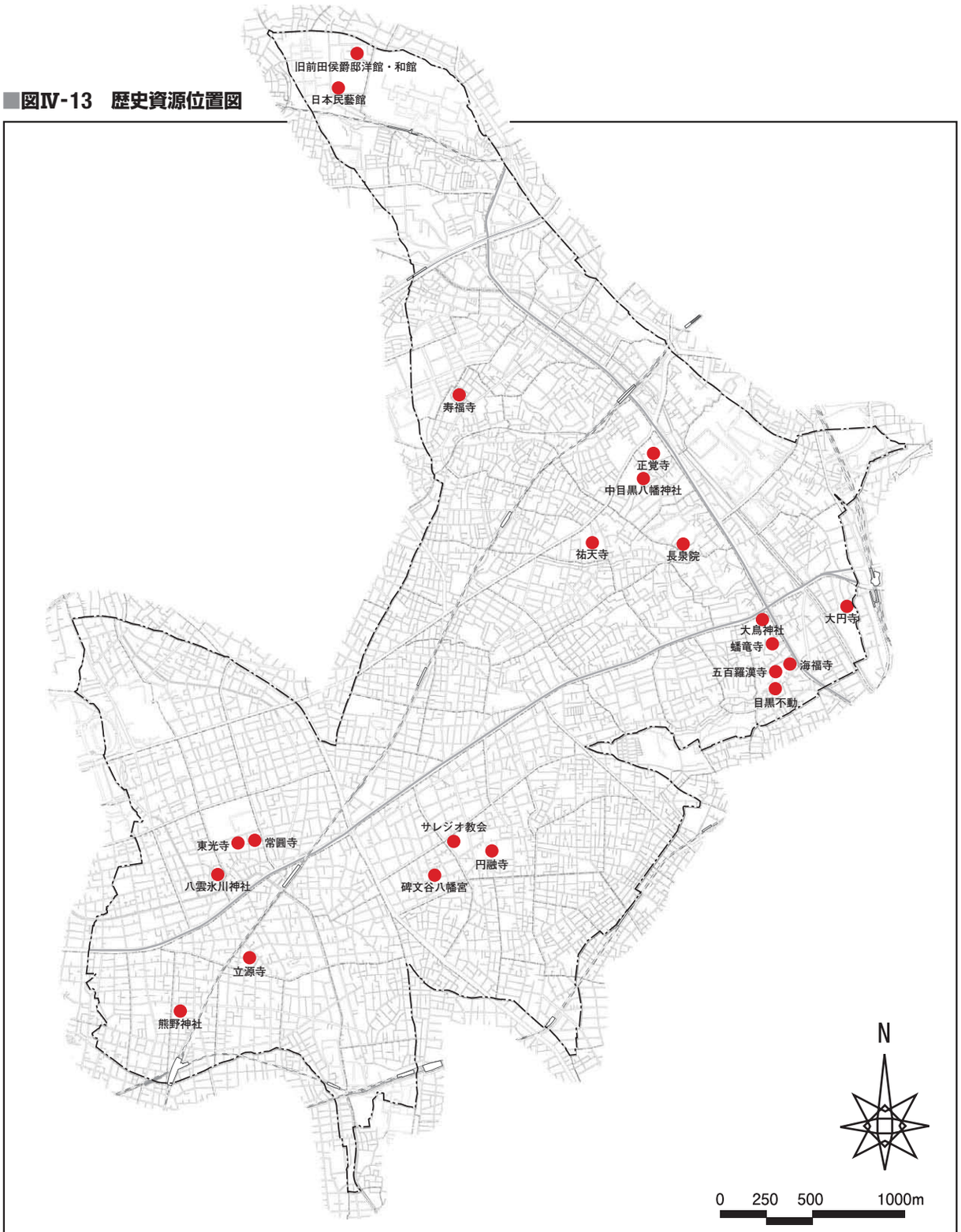

凡例

● 歴史資源（立地基準1）